

介護保険だより

問い合わせ先

高齢介護課 保険料係 28・6025

■対象者に「介護保険料（口座振替分）領収済通知書」を発送します

1月から12月末日の間に納めていただいた介護保険料は、所得税及び市・県民税における社会保険料控除の対象となります。このために、納付額を証明する「介護保険料（口座振替分）領収済通知書」を平成29年1月末頃に発送しますので申告などにご利用ください。対象者は、普通徴収で口座振替を申し込まれている方になります。

■「介護保険料納付確認書」が必要な方

年金天引き（特別徴収）で納付の方は「公的年金等の源泉徴収票」、納付書で納付（普通徴収）の方は「納付書の領収証書」で社会保険料控除を申告することができます。別途、納付額についての証明書が必要な方は、高齢介護課窓口で請求いただくと、本人確認のうえ「介護保険料納付確認書」を発行します。

※「介護保険料（口座振替分）領収済通知書」及び「介護保険料納付確認書」は納付していただく金額ではなく、納付済の金額（過誤納金は除く）のお知らせです。

■公的年金以外に収入がある方は、確定申告をお勧めします。

介護保険料は、本人の前年合計所得や本人及び世帯員の市民税課税状況により決定されます。特に、年金天引き（特別徴収）で納付の方は、7月の介護保険料決定後に、本人や世帯員の合計所得や市民税課税状況に変更があった場合、変更により増額となった保険料を納付書または口座振替で納付していただくこととなります。

【例】

特別徴収（年金天引き）の方が、9月に所得の変更により、本人が市民税非課税から課税になった場合
（介護保険料が年間8万2100円から9万8500円に増額）

年金から天引きされる特別徴収額に変更はありません。普通徴収として、所得の変更があった翌月から増額分が請求されます。例の場合、増額の1万6400円を10月と2月の5回に分けて納付書または口座振替で納付するようになります。

年の途中で所得の変更などがあると、介護保険をはじめ税金など、別に納める手間や納付忘れにもつながりますので、**公的年金以外に、個人年金などその他収入のある方は申告期間中に申告をお勧めします。**

介護予防・日常生活支援総合事業が始まります

総合事業は、65歳以上の全ての人を対象とした、市が行う介護予防のための事業です。

一人暮らし高齢者や高齢者世帯が増加する中、地域全体で高齢者を支え、**高齢者自身も自らの能力を最大限にいかして、要介護状態となることを予防することが大切です。**

■総合事業はいつから始まるの？

平成29年4月からです。



■要支援1・2の方へ

現在、要支援認定の人は何か変わるの？

ヘルパー（訪問介護）・デイサービス（通所介護）が、これまでの介護保険給付から市が行う総合事業へ移行します。

移行しても、当面は今までのサービス内容、自己負担額に変わりありません。

■一般介護予防事業

65歳以上の全ての人が利用できる事業です。これからも、自分らしい生活を続けるために、介護予防に取り組みましょう。

- 介護予防教室
- 出前講座
- 貯筋体操（ちょきん体操）

■要介護1～5の方へ

現行サービスに変更はありません。

問い合わせ先

○総合事業について

高齢介護課 高齢者福祉施策係 28-6024

○一般介護予防事業について

地域包括支援センター 28-6147